

愛川町教育委員会

令和2年3月25日

愛川町教育委員会 3 月定例会会議録

- 1 会議日程 令和 2 年 3 月 2 5 日（水）
午後 2 時 0 0 分から午後 3 時 4 8 分まで
- 2 会議場所 愛川町役場 2 0 1 会議室
- 3 議事日程 日程第 1 前回会議録の承認について
日程第 2 教育長報告事項について
(1) 教育長報告
日程第 3 愛川町立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則の制定について
日程第 4 愛川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
日程第 5 愛川町青少年指導員に関する規則の一部を改正する規則の制定について
日程第 6 愛川町青少年指導員の委嘱について
日程第 7 愛川町スポーツ推進委員の委嘱について
日程第 8 愛川町文化財保護委員の委嘱について
日程第 9 愛川町埋蔵文化財調査委員の委嘱について
日程第 1 0 愛川町立公民館長の任命（文化会館）について
日程第 1 1 愛川町立公民館長の任命（半原公民館）について
日程第 1 2 愛川町立公民館長の任命（中津公民館）について
日程第 1 3 令和 2 年度愛川町教育委員会表彰被表彰者の決定について
日程第 1 4 その他
(1) 新型コロナウイルス感染症に伴う対応について
- 4 出席委員 教育長 佐藤 照 明
教育委員（教育長職務代理者） 梅 澤 秋 久

教育委員	榮 利 隆 一
教育委員	平 田 明 美
教育委員	大 貫 洋

5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者

教育次長	山 田 正 文
教育総務課長	亀 井 敏 男
指導室長兼教育開発センター所長	藤 本 謹 吾
生涯学習課長	上 村 和 彦
スポーツ・文化振興課長	松 川 清 一
教育総務課主幹	小 島 亘

◎開会

- （佐藤教育長） 本日の出席者は5人であります。定足数に達しておりますので、愛川町教育委員会3月定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより日程に入ります。

◎日程第1

- （佐藤教育長） 初めに、日程第1、前回会議録の承認についてを議題といたします。

2月定例会分でございますが、会議録につきましては既に配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

- （佐藤教育長） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

- （佐藤教育長） 特にご意見、ご質疑ありませんので、質疑を終結いたしまして、表決に入ります。

日程第1、前回の会議録の承認について、本案を原案のとおり承認することにご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」との声あり)

- (佐藤教育長) ご異議ないものと認めます。

よって、日程第1、前回会議録の承認については、原案のとおり承認されました。

なお、定例会終了後に会議録署名原本をお回しいたしますので、委員の方は署名をお願いいたします。

◎日程第2

- (佐藤教育長) 次に、日程第2、教育長報告事項を議題といたします。

教育長報告について、資料1に基づき報告をいたします。

2月26日から3月24日までの間に出席いたしました主な会議について報告をいたします。

2月26日から3月2日までの間は、新型コロナウイルス感染症の危機管理対策本部会議や臨時行政経営会議がありました。3月2日から学校が臨時休業となっており、それに向けての対策会議です。

3日、交流職員面接。学校から教育委員会に行く方々と面接をさせていただきました。新採用の教職員内示ということで、小学校6名、中学校5名、そして養護教諭1名、合計12名の方に内示をし、各学校に行っていました。

4日、臨時行政経営会議。

5日、臨時的任用職員、在外派遣教員の面接。来年度、愛川中学校の音楽の先生が中国の天津日本語学校に行くということで、面接をしました。

6日、新採用教職員内示。3日に行うことができなかった1名の養護教諭の方の内示をしました。それから、県央教育事務所に面会に行ってきました。

9日、児童クラブの施設見学。2日から学校が臨時休業になり、児童クラブを前倒して午前中から実施していますので、見学に行ってきました。その後、スクールソーシャルワーカーの採用面接、臨時的任用職員の採用面接をしました。

10日、町議会定例会の個人総括質疑。

12日、教育民生常任委員会での補足説明、現地調査。

13日、小学校管理職の内示、魅力ある学校づくり交付金プレゼンテーション。今年度、予算要求を例年よりも多く取りたい学校を対象に、学校長にプレゼンをしてもらいました。2校の校長先生がプレゼンをしております。それから、交流職員の面接。この交流職員につい

ては座間市から中津小学校に来ている先生、来年度、横浜国立大学の附属に行く小学校の先生の面接をさせていただきました。

17日、教育民生常任委員会の教育関連の新年度予算に関する質疑。

24日、町議会定例会最終日。全議案可決し、新年度予算を成立することができました。

以上です。

それでは、何かご質疑等があればお願いいたします。

(発言する者なし)

○(佐藤教育長) よろしいでしょうか。

それでは、日程第2、教育長報告事項については以上とさせていただきます。

◎日程第3

○(佐藤教育長) 次に、日程第3、議案第15号 愛川町立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則の制定についてを議題といたします。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正を踏まえ、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずるべき措置に関する上限指針等を定めるため、規則を新たに制定するものです。内容といたしましては、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間の上限を設定するものです。

詳細につきましては担当より説明を申し上げます。

教育総務課長。

○(亀井教育総務課長) 日程第3、議案第15号 愛川町立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則の制定について、ご説明をさせていただきます。

教師の長時間勤務の実態は深刻であり、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革が急務でありますことから、資料の第1条の目的にあるとおり、業務を行う時間の上限を定め、教育職員の健康及び福祉の確保を図り、学校教育の水準の維持向上に資することとするものであります。

具体的には、第2条にありますとおり、1か月の時間外在校時間について45時間以内、年間では360時間以内とするものであります。なお、2項のところで、児童生徒等に係る臨時的な特別な事情により業務を行わざるを得ない場合には、1か月100時間未満、1年間720時間以内、連続する複数月の平均時間外80時間以内、かつ、45時間超えの月は年間6か月までとするものであります。

教育委員会では、この規定を実効性あるものとするため、引き続き適正な教職員数の配置について要望するとともに、各小中学校と連携し、教職員の働き方改革に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑がありましたらお願いいたします。

榮利委員。

○（榮利委員） 1ついいですか。これは45時間以内とつかないの。120時間、360時間以内と、以内はつかないの。

○（佐藤教育長） 教育総務課長。

○（亀井教育総務課長） 2条のところの条文で、2行目のところで、次の各号に掲げる時間の範囲内とするためとありますので、実質は（1）のところには45時間と書いてありますが、45時間以内という解釈でお願いしたいと思います。

○（榮利委員） そういうこと。ここに以内とつけないといけないのかなと思いました。

○（佐藤教育長） 教育総務課長。

○（亀井教育総務課長） この規則、実はひな形は神奈川県が示しており、それに準拠して本町のこの規則を作ったというところでございます。ご指摘の趣旨はそのとおりだと思います。

○（佐藤教育長） 表現の問題になっているのかもしれませんが、県が示してきたものは以内が入っていないということです。榮利委員、よろしいでしょうか。

○（榮利委員） はい、分かりました。

○（佐藤教育長） 他にございますか。

梅澤委員。

○（梅澤委員） 第2条2の2行目のところですか。通常予見することのできない業務量、あるいはその先の、一時的または突発的という表現がありますが、具体的にどういう事象を想定していますか。

○（佐藤教育長） 教育総務課長。

○（亀井教育総務課長） これについて、具体的に何というのがあるわけではないんですが、例えばイベント、行事的なものですね、運動会などで、その行事をするに当たって先生の仕事が、帰る時間が長くなるというようなことでございます。

○（佐藤教育長） 梅澤委員。

○（梅澤委員） 行事は通常予見することができないものなののでしょうか。年間計画上行われるもので、それを通常予見できないというのは、少し何か合わない感じがするのですが。恐らく、運動会等があったとしても、上に掲げる第2条の（1）あるいは（2）に掲げるような時間内で収めるように、むしろ行事の内容の精選を行うように、教育委員会は指導しなければいけない立場かなと思います。なので、恐らくその行事等はここに入らないのかなと思います。「通常予見することができないもの」なので、具体例は難しいかもしれませんが、もしそれ以外に例示があれば。

○（佐藤教育長） 指導室長。

○（藤本指導室長兼教育開発センター所長） ここでいう予見できない業務量の増加というのは、恐らく、いじめ等が発生し、そのための調査など、そういうものに対して教職員が校内の委員会を開催、というような場合というのが1つ入っていたと記憶しております。

○（佐藤教育長） 突発的な生徒指導など。

○（藤本指導室長兼教育開発センター所長） 児童生徒の死亡や事故など。

○（佐藤教育長） そういうのが多分、突発的なものとしては入ってくるのかなと思います。

○（梅澤委員） 分かりました。

○（佐藤教育長） よろしいですか。

他にございますか。

これについては、神奈川県で条例が制定されたことを受けて、各市町村でも規則として作ってほしいと県から下りてきておりますので、それに対応した形で今回、提案をさせていただいております。学校も随分、一般職員と同じような形で、同じような制限がついたということで、またこの規則が成立すると、各学校とも対応していただかないとだめなので、そういう課題も残されるということになります。

よろしいでしょうか。他によろしいですか。

それでは、質疑等が他にございませんから、表決に入ります。

議案第15号 愛川町立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第15号 愛川町立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4

- （佐藤教育長） 次に、日程第4、議案第16号 愛川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

これは、町が条例に基づきマイナンバーを独自に活用している事務のうち、私立幼稚園就園奨励費の助成事務につきまして、幼児教育無償化に伴い当該事務が廃止となることから、条例の改正に伴い、規則の改正を行うものです。

詳細については担当から説明をいたします。

教育総務課長。

- （亀井教育総務課長） それでは、議案第16号 愛川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明いたします。

この改正は、ただいま教育長が説明されたとおり、従前この規則の中に盛り込まれておりました私立幼稚園就園奨励費の助成事務が幼児教育無償化により廃止となったため、条項の繰上げを行うものであります。

説明は以上です。

- （佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

- （佐藤教育長） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

- （佐藤教育長） 特に質疑ありませんので、採決に入ります。

議案第16号 愛川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5

- （佐藤教育長） 次に、日程第5、議案第17号 愛川町青少年指導員に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

これは、地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度への移行に伴い、青少年指導員が非常勤特別職から行政協力員（有償ボランティア）としての取扱いとなりますことから、現行の規則に謝金の額の規定を加えるもので、また、青少年指導員に学校推薦枠がございましたが、教員が多くの業務を抱えている現状もありますことから、学校推薦枠をなくすこととするものであります。

なお、詳細につきましては担当より説明を申し上げます。

生涯学習課長。

- （上村生涯学習課長） それでは、議案第17号 愛川町青少年指導員に関する規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明申し上げます。

資料を1枚おめくりいただきまして、改正規則をご覧ください。

青少年指導員は、社会的人望があり、青少年に深い関心と理解を持ち、その職務を行うに必要な熱意と能力を持つ方の中から教育委員会が委嘱しておりまして、本規則により職務や任期、定数などを定めているところでございます。

このたび、規則の一部改正のご提案でございますが、まず初めに、青少年指導員の定数についてでございます。青少年指導員の人選に当たりましては、各行政区から1名、熊坂区は世帯数が多いため2名の推薦と、学校推薦枠として小中学校から各1名の教員の推薦を頂き、合計24名の委員で構成してございましたが、近年の社会状況や子どもを取り巻く環境の変化等を背景としまして、学校教育における課題も一層複雑多様化している中、教員が多くの業務を抱えている現状もあり、負担軽減を図るため、教員枠2名を外し、定数を24人以内から22人以内に改正するものでございます。

次に、このたび地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度への移行に伴いまして、従来の非常勤特別職から行政協力員（有償ボランティア）として取り扱われることとなりました。愛川町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例から青少年指導員に関する規定が除外され、現行の規則に謝金の額の規定を加える必要が生じたため、所要の改正をするものでございます。

そこで、さらに1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧くださいと思います。まず、第4条中の24人を22人に改めるものでございます。次に、第8条を第9条へ繰下げし

まして、裏面になりますが、第7条の次に第8条としまして、指導員の謝金の額は年額8万6,000円とする、さらに第2項として、謝金の支給方法及び費用弁償については、愛川町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の例によるとの規定を加えます。なお、謝金の額、年額8万6,000円につきましては、現行の愛川町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例に規定されております年額と変更はございません。

今回この定数の改正と謝金の額の規定についてご提案を申し上げるものでございます。
説明は以上です。

- （佐藤教育長） それでは、質疑等がありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

- （佐藤教育長） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

- （佐藤教育長） 特に質疑ありませんので、表決に入ります。

議案第17号 愛川町青少年指導員に関する規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6

- （佐藤教育長） 次に、日程第6、議案第18号 愛川町青少年指導員の委嘱についてを議題といたします。

愛川町青少年指導員につきましては、令和2年3月31日をもって任期満了となりますことから、各行政区長に推薦を依頼してきたところです。このたび指導員の候補者がまとまりましたので、ご審議の上、お認めいただければと存じます。

詳細については担当から説明をいたします。

生涯学習課長。

- （上村生涯学習課長） それでは、議案第18号 愛川町青少年指導員の委嘱についてご説明申し上げます。

1枚おめぐりいただきまして、青少年指導員の名簿をご覧いただきたいと存じます。

先ほど規則の一部改正でもご説明させていただきましたが、青少年指導員は、社会的人望

があり、青少年に深い関心と理解を持ち、その職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ方の中から、本規則第2条に基づきまして教育委員会が委嘱しているものでございます。定数につきましては、先ほどお認めいただきましたことから、新年度からは各行政区から選出される22名で構成されることとなります。

今回、委員の改選に当たり、行政区長からご推薦を頂きまして、22名のうち新任の方が11名、再任の方が11名となっております。任期は2年、再任は妨げないということになっております。いずれの方々も適任者であると考えておりますので、お認めくださるよう、よろしくお願い申し上げます。

説明は以上です。

- （佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑がありましたらお願いします。

（発言する者なし）

- （佐藤教育長） よろしいでしょうか。

それでは、議案第18号 愛川町青少年指導員の委嘱について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7

- （佐藤教育長） 次に、日程第7、議案第19号 愛川町スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。

愛川町スポーツ推進委員につきましては、令和2年3月31日をもって任期満了となりますことから、各行政区長に推薦を依頼してきたところです。このたび推進委員の候補者がまとまりましたので、ご審議の上、お認めいただければと存じます。

詳細につきましては担当から説明いたします。

- （佐藤教育長） スポーツ・文化振興課長。

- （松川スポーツ・文化振興課長） それでは、議案第19号 愛川町スポーツ推進委員の委嘱につきまして、資料をご覧ください。

スポーツ推進委員につきましては、スポーツ基本法第32条の規定に基づく非常勤職員であ

りまして、愛川町スポーツ推進委員に関する規則第4条により、その任期が2年と規定されております。このたび任期満了に伴いまして、各行政区から22名の選出がまとまりました。

名簿をご覧ください。22名のうち5名の方が新任の方でございまして、それ以外の17名の方が再任の方でございます。こちらにつきましては各区長さんからご推薦いただきまして、いずれの方々も適任と判断できるため、お認めいただきますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

- （佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

- （佐藤教育長） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

- （佐藤教育長） それでは、表決に入ります。

議案第19号 愛川町スポーツ推進委員の委嘱について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8

- （佐藤教育長） 次に、日程第8、議案第20号 愛川町文化財保護委員の委嘱についてを議題といたします。

愛川町文化財保護委員につきましては、令和2年3月31日をもって任期満了となりますことから、新たに保護委員を任命したいものです。

詳細につきましては担当課長から説明いたします。

- （佐藤教育長） スポーツ・文化振興課長。

- （松川スポーツ・文化振興課長） それでは、議案第20号 愛川町文化財保護委員の委嘱につきまして、資料をご覧ください。

愛川町文化財保護委員につきましては、町の文化財保護条例の規定によりまして、文化財の指定または解除並びに保存や活用に関し、教育委員会の諮問に応じまして、必要な調査また研究を行い、意見を具申する教育委員会の附属機関でございまして、条例第13条におきま

しては定員が7名、任期は2年、再任は妨げないというふうに規定がされております。

通年4回程度、文化財保護委員会議を開催いたしまして、文化財案内板の修繕や地名標柱の石柱化に際しまして文案の審議などを行っていただいております。また、教育委員会より文化財の指定、解除について諮問があった際には審議等を行っております。

名簿をご覧くださいます。このたび令和2年3月31日の任期満了に伴いまして、令和2年4月1日以降、委嘱を予定している方々でございます。以上7名の方、いずれも人格、識見、実績等を考慮いたしまして、適任者と考えております。この方々の委嘱につきましてご審議の上、お認めいただきますようお願いを申し上げます。

説明は以上でございます。

- （佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

- （佐藤教育長） 特によろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

- （佐藤教育長） それでは、表決に入ります。

議案第20号 愛川町文化財保護委員の委嘱について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9

- （佐藤教育長） 次に、日程第9、議案第21号 愛川町埋蔵文化財調査員の委嘱についてを議題といたします。

愛川町埋蔵文化財調査員につきましては、令和2年3月31日をもって任期満了となりますことから、新たに委員を委嘱したいものです。

詳細については担当課長から説明いたします。

スポーツ・文化振興課長。

- （松川スポーツ・文化振興課長） 議案第21号 愛川町埋蔵文化財調査員の委嘱について、資料をご覧くださいます。

愛川町埋蔵文化財調査員につきましては、試掘確認調査業務、また、町の埋蔵文化財保護業務を円滑に進めるために、平成27年度制定の愛川町文化財調査員設置要綱に位置づけられまして、同要綱第2条の規定により、教育委員会が委嘱することとなっているものでございます。この27年度から、資料にお示しいたしました平本元一氏に調査員を委嘱してございまして、令和2年度も引き続き同氏に委嘱したいと考えております。

なお、平本元一氏におかれましては、厚木市教育委員会で文化財保護課長をお務めの後、退職された方でありまして、現在、厚木市史の編集専門委員を務めておられます。同市役所職中におかれましては長年、埋蔵文化財の発掘調査に携わってこられた方でありまして、人格、見識、実績などにも鑑みまして、適任者として調査員にふさわしい方というふうにご覧しております。つきましては、4月1日付をもって調査員に委嘱をさせていただきたく、ご承認をお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） それでは、特に質疑ありませんので、終結し、表決に入ります。

議案第21号 愛川町埋蔵文化財調査員の委嘱について、本案を原案のとおり決することに
ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10ないし日程第12 【非公開】

◎日程第10ないし日程第12

○（佐藤教育長） 次に、日程第10、議案第22号から日程第12、議案第24号までは関連がござ
いますので、一括議題といたします。

提出議案は人事案件ということで、非公開での審議といたします。

◎日程第13 【非公開】

- （佐藤教育長） 次に、日程第13、議案第25号 令和2年度愛川町教育委員会表彰被表彰者の決定についてを議題といたします。

提出された議案については、被表彰者の決定に関わり、個人情報を含めて審議することから、非公開での審議になります。

◎日程第14

- （佐藤教育長） 次に、日程第14、その他を議題といたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症に伴う対応についてを教育次長から説明をお願いします。
教育次長。

資料追加していただけますか、もう一枚。

- （山田教育次長） それでは、まず最初に、資料2としてつけさせていただいております新型コロナウイルス感染症に伴う対応状況、教育委員会関係というところで、説明をさせていただきます。

こちらの表では、最初に学校関係、9校ですね、ご案内のとおり3月2日から臨時休業としておりまして、本日3月25日が修了式に該当します。本日につきましては各校、登校日ということで設定をしておりまして、休業期間中ではございますが、今日の午前中、時間帯はそれぞれ学校によって異なりますが、在校生が登校して修了式を行ったというところでございます。中学校では、ここにも内容のところに書いてございますが、校内放送で代えまして、体育館等に生徒を集めるということのないような形で修了式を実施しております。

入学式、これは4月になりますけれども、4月6日月曜日、新学期が始まるということで、この日に小中学校、入学式を予定しております。卒業式につきましては、当該児童生徒と教職員で実施をいたしまして、保護者や来賓の方はお断りをしていたというところでございますが、入学式につきましては、小学校では当該児童と教職員、そして保護者2名まで参加をしていただくということになっております。また、中学校につきましては、生徒数も多くなりますことから、保護者につきましては1名までということで実施をする予定としております。いずれも来賓につきましてはご遠慮願っておるところであります。

それから、その下になりますが、放課後児童クラブにつきましては、3月2日月曜日から時間を前倒しいたしまして開所しております。これは夏休み期間中と同じような扱いで実施をしています。朝8時半から夕方6時半までということで、早朝利用を希望する方は8時か

らの受付になっております。そして、3月9日からはインクルーシブサポーターですとか学習活動サポーターの方の一部の方にお手伝いをさせていただいているというような状況がございます。そして、次亜塩素酸噴霧器を設置ということになっておりますが、こちらも町で次亜塩素酸水を生成する機械を購入いたしまして、それをいわゆる加湿器ですね、各児童クラブに3台配置して、これを噴霧しているという状況になっております。

それから、かわせみ広場につきましては3月2日から4月3日までは全てお休みとしております。子ども達の不要不急の外出を避けるというような意味合いもありましたことから、閉館としております。

それから、ALTについては基本的に全面休みです、教職員につきましては、非常勤教職員は、通常勤務ということになっております。これは本来、非正規職員と臨時的任用職員につきましては授業がなくても通常勤務ですが、非常勤ですと授業がないときは、というところがありました。国や県からの支援もございまして、通常勤務をさせていただいております。

給食につきましては当然、お休みになりますので、小学校は17日までを予定しておりましたが、この間、12日分、給食がなくなりましたことから、その12日分の給食分については返金する作業を進めまして、小学校は、6年生については返金をしまして、1年生から5年生につきましては4月分にそれを回させていただくというような形で進めております。中学校については、デリバリー給食が申込制なので、こちらは申し込まれた方には全額返金をするという事です。

その次は、学校の施設開放ということで、休日や夜間、グラウンド、体育館等を開放していたことにつきましても、3月4日から3月31日まで中止という形になっております。

そして、校庭開放、各小学校では、子ども達がずっと家にいてというところ、外に出られないということもございまして、2週間ほど経過した16日から18日、それから、登校日以外の、結局5日間になりますけれども、時間を指定しまして、午後2時半から4時までの1時間半、それぞれ自分の学校の校庭で遊ぶことができるというような対応をしております。

表の一番下になりますが、各施設になります。ここに載せている施設、文化会館から郷土資料館まで、いずれも3月4日から31日まで、図書館については4月1日という記載になっておりますが、休館を現在しております。いずれも、窓口は通常のとおり開いております、予約やキャンセルの対応等をしているところでございます。

これが現在の状況になっています。

そして、4月以降になりますが、学校につきましては、追加でお配りさせていただいた資

料をご覧いただきたいと思います。国や県からガイドライン等が示されましたことから、これに基づきまして、愛川町でも4月6日以降の教育活動についてということで作った方針を策定しております。これに基づいてということになります。4月6日から学校は再開をしたいということです。可能な限り通常と同様の教育活動となるよう配慮した上での再開となります。

読ませていただきますが、1の登校前から登校ということで、検温カード、これを家庭で健康観察を毎日実施していただきたいと、そして、登校については通常どおりの方法で登校、登校班等ですね。2番目の授業等につきましても、基本的に通常どおりの日課で授業、給食も実施してまいります。次の丸ですが、席はなるべく離すと、一人一人の間隔を広く取れるようにすると、そして、20分ごとの換気、大声や至近距離での発声の自粛、学習形態の工夫、可能な限りマスク着用等、感染症対策を徹底するようにということで学校に指示をしたいと思っています。

給食配膳に関わる児童生徒の手洗い、マスク着用等の徹底、それから、喫食形態も前向き喫食などということで、給食の際には机を移動して向き合って食べたりしておりましたけれども、全員が前を向いて食べるというようなことをしていただきたいと。

部活動につきましては、ガイドラインに基づき実施可能ということで、対外的な活動については控えることですが、ガイドラインにのっとり、衛生管理の対応をしっかりした中で部活動を実施していくということです。

3の行事ですが、体育館に全校児童生徒を集めて実施するような行事は中止、延期あるいは形態を変更しての実施とすると。それから、1学期に実施予定の修学旅行、宿泊的行事は原則中止または延期、バス等の公共交通機関を使用せず徒歩で実施する公園への遠足等は、感染症対策を徹底した上で実施可能。運動会、体育大会は今後の状況を見ながら判断をする。

その他では、学校医及び学校薬剤師らと連携した保健管理体制を整える。学校施設のうち特に多くの児童が手を触れる箇所は、適宜消毒液を使用して清掃を実施という形で方針を定めております。

別添の資料のほうは、学校再開のガイドラインということで出されているものをつけさせていただいております。学校にはこのガイドラインにのっとり形で教育活動を再開していただくという考えで、こちらを町教育委員会として学校に通知してまいりたいと考えております。

さらに、資料はないのですが、各施設関係です。文化会館とか公民館につきましては、近隣の状況も踏まえまして、今、閉館しておりますが、これを4月30日まで1か月間延長いたします。ただ、図書館につきましては、インターネットで貸出しの予約等をした方については、図書の貸出し、返却を特別に窓口、文化会館の1階に設けようかなというところで考えております。図書館の中での本の閲覧等は認めませんが、予約した本の貸出し等はしていきたいと考えております。これは厚木市なども同じ取組になっております。

そして、体育施設ですね、スポーツ施設につきましては、屋外のグラウンド等は4月1日から使用可能といたします。ただし、体育館等の屋内については引き続き、4月いっぱい閉館という扱いにしております。こちらも近隣と歩調を合わせております。なお、相模原市や海老名市は、4月末までと言わずに4月12日とか13日というところで一旦切ってはおりますが、本町の場合、予約システムが厚木市と同じものを使ったりしているところもございますので、歩調を合わせて4月いっぱいということで考えております。

さらに、郷土資料館につきましても現在、閉館しておりますが、こちらも県立あいかわ公園の中にございまして、隣の県の工芸工房村、こちらも歩調を合わせたいと考えております。こちらにつきましても、県の方針が出まして、4月24日まで休館ということになっております。多分このゴールデンウィークの前までは取りあえずは休みにしておこうと、その後の状況でまた判断しようということだと思っておりますが、そちらに合わせる予定となっております。

説明は取りあえず、以上であります。

- （佐藤教育長） それでは、新型コロナウイルス感染症に伴う対応で、今までの対応、そして今後の対応ということで説明をさせていただきましたが、ご意見とかご質問等がありましたらお願いします。

大貫委員。

- （大貫委員） 大体、非常によく分かったんですけども、別添で出されている学校再開ガイドライン、これの9ページの4番に部活動に関することというのがありますが、これを読みますと、学校の先生や指導員がついていて、ガイドラインにのっとって注意深く活動しようとは書いてありますが、いわゆる部活動で一番大変なのが対外試合というか対外大会、それに伴う事前の練習試合とか、この辺の規定というのはどこにも書いていないんです。当然、校長会などでその辺の話合いをされるんですけども、教育委員会としては、こうしてという強い意見は言えないだろうけれども、どうですか、みたいなことを言わなくていいんですか。

○（佐藤教育長） 言っております。部活動はガイドラインに基づき実施可能だけれども、対外的なものを除く。

○（大貫委員） 除くというのは対外的なものを除くって、これが分からなかったのだからこっちを読んだんだけど、除くというのは、対外的なものはいよいよという意味ですか。

○（佐藤教育長） 指導室長。

○（藤本指導室長兼教育開発センター所長） 今おっしゃったところなんですけれども、ここで私どもの町の方針として出している部活動というのは、要は通常の学校教育を終わった後の学校の校庭や施設を使っての部活動の範囲では、これにのっとってやっていいということなんです。対外的なものを除くというのは、恐らく、運動部活動ですと中体連あたりが今後、県央の方針を示してくるので、現時点ではそういうものが一切、逆に言うと、やろうと思ってもできない状況ではあるんですけれども、今後そちらが、例えば、対外的なものを復活とかとなれば、それにのっとってとなります。先ほどのお話の中でいきますと、そこについてまだ再開すべきでないとか、どういう状況か慎重にというようなことの提言をするということ自体は、難しいかなとは思いますが。

○（大貫委員） 何でも言い出すのは難しいんだけど、早くしないと暴走しちゃう。これで部活動も、ちゃんと面倒見てやればいいんだからと、熱心だから、とにかく部活動も熱心にやる先生は熱心なんだよ。だから、その辺、教育委員会としてちょっとプッシュしないと、暴走しちゃうよ。危機感のストップをかけないといけないと思います。

○（佐藤教育長） 指導室長。

○（藤本指導室長兼教育開発センター所長） 可能な方策等を探って連携を図ってまいりたいと思います。あと、学校で行う部活動については今後、部活動方針も定めまして、1回の活動は2時間以内とかということは各校とも守っていますし、今回、実際、学校で考えているのは、通常どおりの部活をやってしまうと、一遍に人が集まってしまう状況を作るので、時間を区切ってとか、日を分けてとか、つまり、今までどおりのような形では再開はできないなというようなことは感じておりますので、例えば、体育館も種目を絞って隔日で実施するとか、校庭の使用もというようなことは考えておりますので、そのあたりは、心配されている面が出ないようにということでは話をしてまいりたいと思います。

以上です。

○（佐藤教育長） 大貫委員。

○（大貫委員） もう一つ、これは教育委員会の関係ではないから、町の関係も少しはしてい

るんだけど、例えば、郷土資料館が4月24日まで、県と歩調を合わせて閉館で、それ以降は開けますという方針が出されましたけれども、例えば、4月29日のつつじまつりに関係があるんだよね。それから、5月3日の農林まつりとか、町の行事の開催をするのかしないのか、開催するならどのくらいの規模でやるかみたいな決定は、まだ出ていないんですか。

○（佐藤教育長） 教育次長。

○（山田教育次長） お話のありました4月29日のつつじまつりにつきましては、中止という決定がされました。また、5月3日に予定しております農林まつりにつきましては、まだ結論が出ておりません。来週中には出ると思われま。

以上です。

○（佐藤教育長） よろしいでしょうか。

他にございますか。

榮利委員。

○（榮利委員） 町民に周知するのは、学校は6日から始まりますよとか。

○（佐藤教育長） 今日、投げ込みます。新聞に出るかどうかわかりませんが、学校は学校で通知を出していただく予定です。多分、投げ込むので、何らかの形で周知されるんじゃないかと。

○（榮利委員） 施設の関係も町民にちゃんと周知しないといけないよね。

○（佐藤教育長） それもホームページで出るという話をしておりますが、そこは周知するように。

○（榮利委員） 4月になってからじゃ駄目だよ。

○（佐藤教育長） それはないと思います。今日午前中に決定したものですから、この後の業務になりますので、そこは総務の方がまとめてやりますと……

○（榮利委員） それから、文部科学省が出したこのガイドラインの別添の2に、新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドラインというのがあるんですけども、これは学校には行っているんですか。

○（佐藤教育長） 指導室長。

○（藤本指導室長兼教育開発センター所長） 昨日の夜でこれが届きましたので、この後、学校にはもちろん参考としてのもものではお渡しをしますが、あれは、要するに、今までやった休業のようなことが再び起こった場合の、という性質のもので。

○（榮利委員） それは配付していないの。

- （藤本指導室長兼教育開発センター所長） そちらも配るかどうかは、ちょっと今まだ。
- （榮利委員） 昨日の朝の11時頃にはもうホームページに出ていたね、文科省の。
- （藤本指導室長兼教育開発センター所長） 文部科学省は早いんです。ですから、県の機関を通して来るよりは先に見られることは。
- （榮利委員） それは、これからということね。
- （藤本指導室長兼教育開発センター所長） はい。
- （榮利委員） それから、学校に配った、6日から開始するんですけども、これは全然具体性がないんですけども。
- （佐藤教育長） それはまだ、学校に配っている資料ではございません。この会議用でございます。
- （榮利委員） 座席を離すというのは、どうするんだとか、40人もいる大きなクラスだったら、離したら1つの教室に入らないよとかという、いろいろあるわけだよね。マスクはどうするんだとか、消毒の手洗いは設置しないのとか、細かいところをちゃんと学校に指示しないと、ばらばらになっちゃうよね。ばらばらでいいかどうかというのはあるんですけども。
- （佐藤教育長） それについて、指導室長。
- （藤本指導室長兼教育開発センター所長） おっしゃられるところについては、総務課とも連携しまして、マスクについても今、イメージとしては、基本は各個人で用意をしますが、もしもどうしてもそれができないような子への対応というのは町として考えられるかなということをやっております。いずれにしても、まだこれから学校には投げますので、ということが1点と、今申し上げたような、席を離してとか、給食のときの形態とかについては、実は並行して小学校のほうは6校の校長先生集まって会議も開いておりまして、そこでアイデアとして出ているようなものは、これと合致しているものですので、特に混乱はないかなと。席を離すというのについては、小学校ですと、ふだんですと2人が続けての3列とかを作ったりしますけれども、それを全部、例えば離すというようなイメージですとか、そういうことまでは一応、学校とこちらの指針とでは、私のイメージでは、これを投げて具体的な例を示さなくても大丈夫というところがあります。ただ、マスクや消毒液については、こちらから配付、十分支援をしてという形でと。
- （榮利委員） ホームページを見ると、卒業式なんかも結構、椅子を離してやっていましたよね。
- （藤本指導室長兼教育開発センター所長） 飾りつけはきれいにしてあげてとかですね、各

校、工夫はしておりますので。

- （榮利委員） 入学式はどういうふうになるんだろう。
- （大貫委員） 入学式も、そんなに近くしなくても済みますようですね。
- （佐藤教育長） 入学式は1メートル離すという共通理解を。
- （大貫委員） できます。
- （藤本指導室長兼教育開発センター所長） そうなんです。計算をして、それでと。ただ、中学校は人数が多くなるので、保護者は1名まででないと同じような状況が保てないと。小学校については2名入れても環境的にはなんとか大丈夫ですし、もともと卒業式よりも短い式ですので、証書を渡すとかがありませんので、といった形での人数を基にしました。
- （榮利委員） これから具体的に各学校で決められるということね。
- （佐藤教育長） 基本的にはそうです。昨日、校長会をやっていますので、そこでもかなり各学校とも情報交換していますので。
- （榮利委員） それを確認する人はいるの。学校へ行って、ちゃんと席を離しているねとか、食事のときは一方向で食べているねとか、それは学校に任せるの。
- （佐藤教育長） 指導室長。
- （藤本指導室長兼教育開発センター所長） これでやりまして、4月6日以降、適宜指導主事とも学校訪問をして、卒業式もそうでしたけれども、状況把握等は努めたいと考えております。
- （榮利委員） 無理にやらないようにしていかないと、しわ寄せが学校へ全部行っちゃう。いや、実はマスクないんだよと親が言ってくるかもしれないし、そういうところを細かく聞いてあげないと、ばらつきが出ると怖いよね。
- （佐藤教育長） ですから、方針を町として出して、それに対して学校の困り具合を把握して、それに対して支援をすると。マスクにしても町のマスクを、どの程度出せるか分かりませんが、依頼をする形で今日、確認は取れていますので、消毒液も町から支援ができる形になっていますから、基本的に各学校、取り組んで、今までも取り組んでいますので、その中で課題があったら対応していくと、随時対応していくという形で取り組んでいこうと思っております。
- （榮利委員） 消毒液は結構、効果があると思うんですけどね。インフルエンザがはやったときに事務所入り口に置くんですよ、手を洗ってくださいと。誰も洗わないのね、面倒くさいと。あれは全員が手を消毒して、事務所に、教室でも、入ることによって、その教

室の中の空気が殺菌されるんですよ。そうしないと効果がないので、それをきちんと徹底して全員にやってもらうということをやらないと意味がないですよ。いや、俺はいいよといってやらないで入っちゃうと、その閉ざされた雰囲気の中が消毒できないんですよ。そういう意味もあるので、やはりもう少し細かく見たほうがいいかなという気がするんです。

○（佐藤教育長） 他にありますか。

○（大貫委員） 私、たまたま隣の厚木市だったからだけでも、インフルエンザが大流行したときに、マスクも学校で、市教委から来たんだろうけれども、ない人はつけなさいと指導した覚えがあるんだよな。それから、シュッシュも教室の前に1つずつ設置した覚えがあるんだよな。多分、町にもそのくらいの準備はできるでしょう。苦しいのかな。

○（佐藤教育長） 教育総務課長。

○（亀井教育総務課長） 消毒液については、先ほどお話の出ていました次亜塩素酸水生成器というものを買って、1時間に結構な量、作れるんですね。それを、今の想定ではポリタンク、20リッターのものに詰めて9校に持って行って、それを噴霧する、これが今、なかなか手に入りづらいんですが、それを現時点では200ほど確保できそうだという見込みが今あります。ただ、それを教育委員会予算で買わないといけないので、どこかから流用してこないといけない、ちょっとその辺も加味しながら、配れる個数、配っていききたいなど。

○（大貫委員） こんなのはどこの家だってごろごろ空がいっぱいあるんじゃないの。

○（藤本指導室長兼教育開発センター所長） 消毒液の性質上、他のと混ぜてはいけないとか。

○（大貫委員） もちろんそれは洗って使うだけだよ。

○（藤本指導室長兼教育開発センター所長） 洗ったのでも駄目らしいとかいうのもあるのでですね。

○（大貫委員） 駄目なのか。だからみんな弱くなっちゃう。

○（佐藤教育長） 取りあえず、今の消毒液については、購入する方向で、あればですけども。とにかく、中身については生成ができるので、そこはもう心配していません。

○（大貫委員） 大和にある会社からと言っていたな。

○（佐藤教育長） 大貫委員、よろしいですか。

他に。

平田委員。

○（平田委員） お尋ねになってしまうんですけども、放課後児童クラブ、ちゃんと続けました。朝から取組の形になったわけですが、職員というか、これを担当するお母さん達、

保護者の方がおいでになるんだと思うんです、町の職員だって、大変だということをお聞きしたんですけれども、本来の放課後児童クラブというのは月四千幾らでしたか、それで入ってやっというお子さん、いますよね。そのお子さんと別物として朝からやっている状態ですか、そこの金銭的な部分というか。そういうものは一切頂かないで、まず見ようという形でしょうか。ちょっと教えていただきたいんですけれども。

○（佐藤教育長） 生涯学習課長。

○（上村生涯学習課長） まず、今回のコロナ対策として、長期休みを前倒ししてお預かりするという特別な対策を取った場合は、国では保護者からそういう育成料はもらわない、ただにするという話もあったんですが、これがどういう手順で今後どういうふうにしていくかという細かいところは今現在、生涯学習課には来ていない状況でございます。そうした中で、町の児童クラブは月額4,000円という形でやっておりますので、まずは4,000円を納めていただいて、その後、国のそういった対策が取られるようであれば返金という形になっていくかと思えます。また、4,000円を基本として、町民税が非課税の世帯の方には半額2,000円、生活保護を受給されている世帯の方は免除というような措置があります。

早朝の育成料は1回100円、ですから1日100円ですね、ご利用される場合。これは、利用される日、されない日、使った後に次の月に、ですから今回の場合は3月中のものは4月に請求させていただくという形となります。

○（平田委員） カウントしているんですか、誰が何回来たと。

○（上村生涯学習課長） ええ、使った実績払いという形でやっております。いずれにしても、コロナ対策の分は国からは全額補助するという話が来ている状況でございます。

○（佐藤教育長） よろしいですか。

○（平田委員） 給食、ちまたのテレビで見ると随分、給食の食材が余ってしまったり困ったとか、牛乳を本来だったらみんなに分けるものが余っているとか、愛川町の場合はそういうものはどうですか。

○（佐藤教育長） 教育総務課長。

○（亀井教育総務課長） 本町の給食の場合、まず、小学校は自校でやっておりますけれども、27日の報道があり、すぐ食材提供していただいている業者さんに連絡を取って、キャンセルはできております。中学校についても同様です。

○（平田委員） 資金は大丈夫なんですか。

○（亀井教育総務課長） 大丈夫です。

○（佐藤教育長） よろしいでしょうか。

他に。

梅澤委員。

○（梅澤委員） かなり対応に苦慮した事案だったかなと思います。恐らく、先ほどの業務量の管理に関する規則等の特例に当たる場合だったのかなと思っておりませんが、恐らくどこの現場も、早く情報が欲しい、あるいは、いつまでに出すという約束事が欲しいと思ってしかりだと思うんです。そのリミットを、現段階でのリミットでいいと思うので、それを確約した上でご対応されるといいのかなと思いました。もちろん、横とのつながりが必要なものもあります。例えば、予約システムが厚木との連動なので、厚木との協議が必要な場合、あいかわ公園は県の中の施設なので、県との共同でやったりということは往々に考えられますが、それ以外は、むしろ町だけでできることも多分にあると思います。そこについては、町内の学校についてはという限定をかけて、いつまでに条件を整理して、情報を整理して、お出しできるようにしたいという形で、早い対応が、求められるかなと思います。

今回の場合は、出した後に国がとか首相がという形で、かなり上塗りされてしまうような、そういうような対応で、まさに後手後手に回ったり、急に突拍子もなく一斉休校だと一律にやられてしまったりしたことがあったと思うんですが、上から言われてしまったらしようがないんだけど、やはり町として、うちはこういうふうにやります、なぜならばという、その根拠データだけしっかり集めて、いち早い対応を求められているなと感じたところです。感想です。

○（佐藤教育長） そのとおりで、全体的にやはり早くしなければならない、教育委員会だけではなくて、他の部署との兼ね合いもあるので、本当にそれは感じる、今回いろいろと対応して感じたところではありますが、同じことがあったら困るんですが、早い対応をしていきたいと思います。

○（梅澤委員） 私の職場ではガイドラインがまだ出ないので、半分はうちの職場に向けての愚痴です。

○（佐藤教育長） ちなみに、神奈川県は今回、国のこのガイドラインが出て、県から来たものを併せて出そうと思ったんですが、県は結局3月31日まで保留ですので、方向性が出ていないんですよ。紙一枚しか来なかったんで、それでもうこのガイドラインでうちも行こうということで、午前中、出したという状況があるんですね。だから、どこもがやはり悩んでいる部分があるというのは、もう本当にいろいろなところで、随所に出ているというので、本

当に困るなという。例えば、公民館にしてもそうなんですが、本町を開けて、周りが閉館になっていると、うちにみんな来てしまうので、それがまた対応ができなくなってしまう。そんなような問題が実はあったりして、非常に難しかったんですね。ですから、基本的に周りに合わせていくのが一番無難なのかなというところはあることはありますが、今後また対応を求められていくので、またこれについてはご意見を頂くこともあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、コロナウイルス関係についてはご了承を願ひたいと思ひます。

◎閉会

- （佐藤教育長） 本件については全て終了いたしました。何かご意見等はございますか。
平田委員。
- （平田委員） 今日の神奈川新聞の保健所管轄のところ、どの管轄で何十代の方がウイルス感染症にかかったなど、いろいろ書いてあります。町内は大丈夫ですか。管轄のところしか出ていないから。皆さんはどこまで把握していますか。
- （大貫委員） 10代の方が感染したよね。
- （平田委員） 感染していますね。このコロナウイルス感染症の初期、船から降りた方が町内にお帰りになったこと、武漢で車関係のお仕事をしていた町内の方がお亡くなりになったと聞きました。皆さんはご存じですか。
- （佐藤教育長） そういう話は聞いていません。
- （平田委員） 実は言わないだけです。すぐ火葬を行ったと聞きました。皆さん知らないのか、言わないのか。
- （佐藤教育長） 初耳です。
- （平田委員） 私は、昨日聞きました。
- （佐藤教育長） いろいろうわさがあり、何が本当かは分かりません。正式な情報というものは町に来ていません。
- （平田委員） 言わないんですよ。
- （佐藤教育長） 言わないというより、来ませんので、分かりません。
- （平田委員） それで通した方がいいですか。
- （佐藤教育長） それが現実です。県もその方向については、いろいろご意見を、市町村に問合せして、個人情報はどう扱うかというところで、再度来ましたけれども、最終的には保

健所単位でというのが現状です。

○（平田委員） 新聞に出ているのが一つですね。

○（佐藤教育長） よろしいでしょうか。

それでは、3月定例会議事日程の全てが終了いたしました。長時間にわたり、ありがとうございました。

今年度の定例会、これが最後になります。4月は13日、9時から文化会館3階の特別会議室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

愛川町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

令和2年 4月 13日

教育委員会教育長

佐藤 照明

教育委員会

教育長職務代理者

梅澤 秋久

教育委員

柴 利隆一

教育委員

平田 明美

教育委員

大貫 洋

調整職員

小島 亘